

令和3年（ラ）第172号

四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立抗告事件

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

補 充 意 見 書

令和4年5月31日付け抗告人意見書に係る補充意見書

(電離放射線被曝問題について)

令和4年6月10日

広島高等裁判所第4部 御中

抗告人ら訴訟代理人弁護士 胡 田 敢

同弁護士 河 合 弘 之

ほ か

1 広島高裁平成29年12月13日決定について

抗告人ら（以下「債権者ら」という）は原審において甲87（意見書）を提出し、電離放射線被曝が及ぼす健康への影響については、国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という）のリスクモデル等に誤りがあることを疎明した。これに対して、相手方（以下「債務者ら」という）はこの論点について広島高裁平成30年9月25日決定（4頁）や広島高裁平成29年12月13日決定（201頁～）が判断を下し、すでに確定しているとして該当頁まで示している（債務者令和4年4月28日付意見

書8頁)。

しかし、上記各決定の該当頁にはICRPのリスクモデルの評価が誤りか否かについての裁判所の見解は示されていない。平成29年12月13日決定の201頁以下は、原子炉施設から約60キロメートルから約100キロメートルに居住する債権者らが主張する「避難計画の範囲を原子炉施設から30キロメートル以内としている原子力災害対策指針には合理性がないから債権者らに具体的危険が生じている」との命題に対する裁判所の説示部分である。裁判所は、避難計画を策定すべき範囲を公衆被曝限度年1ミリシーベルトを超える汚染が生じる範囲と同一にすべき合理的な根拠があるとは認められないこと等を理由として、避難計画の範囲は不合理とはいえないと説示している。裁判所はICRPのリスクモデルの評価が正しいと説示しているわけでもなく、また半径30キロメートル以内の居住者だけが放射線被曝による健康被害の危険があると判断しているのでもない。現に、裁判所は30キロメートルを超える地域に居住する債権者ら全員の仮処分申立てを認容している。

2 「本件原子炉から半径30キロメートル以遠に居住する債権者らは避難の必要や被曝の危険が低い」との債務者の主張について

債務者は、仮に本件原子炉において放射性物質が異常に大量に放出されるという事態が生じるとしても、避難計画の対象となっていない本件原子炉から半径30キロメートル以遠に居住する債権者らは避難の必要や被曝の危険が低い旨を主張している(同債務者意見書8～9頁)。

この債務者の主張が認められるためには、①避難計画を策定すべき範囲は、本件原子炉から放射性物質が異常に大量に放出される事態になった際に放射性物質によって健康被害を生じるおそれがある居住地域と一致していること、②避難計画を策定すべき範囲の設定についてはICRPのリスクモデルの評価が反映されているのであるからICRPのリスクモデルの評価が正しいこと、という2つの要件を満たす必要があ

るはずである。そこで、①、②の要件が充足されているかどうか慎重に検討し判断されなければならないにもかかわらず、債務者はそのことについて一切考慮していないどころか、むしろこの各要件を自明の前提としていることがうかがえる。

3 時機に後れた攻撃防御方法であるとの債務者の主張について

債権者らは、1、2において、債務者が電離放射線被曝の問題の論点を全く理解していないことを指摘した。

他方、債務者は、債権者らが電離放射線被曝に関する主張を抗告審ですることは時機に後れた攻撃防御方法（民事訴訟法157条）に当たると主張している（同債務者意見書8頁）。攻撃防御方法は訴訟の進行状況に応じて適切な時期に提出しなければならない（民事訴訟法156条）ところ、前記のように債権者らはすでに原審において「電離放射線被曝の危険」に係る意見書（甲87）を提出しており、同証拠提出が時機に後れたものでないことは明らかである。

また、抗告審において甲87号証に関連して主張をすることについても時機に後れているとはいえないし、故意や重過失も存在しない。すなわち、債権者らは、甲87号証を提出するだけで電離放射線に関する債務者や裁判所の基本的な理解を得ることが期待できるとの認識のもとに甲87号証を提出した。しかし、前記のように現時点においても債務者は電離放射線被曝の問題点の所在すら理解していないのである。

したがって、債権者らが電離放射線被曝の危険性について主張をすることは必要不可欠のものといえるし、その内容も債務者の理解度に応じて基本的な主張を含むある程度詳細なものになるのもやむを得ないところである。

以上